

## 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や支障の除去等の徹底を図ります。

### 1. 事業目的

- 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理（不法投棄等）の新規発生の未然防止、既存事案に関する行政処分及び支障除去等の着実な実施のために、都道府県等と連携の上、不法投棄等の撲滅ための対策を行う。
- 不法投棄等について、都道府県等が行う支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を確実に推進する。

### 2. 事業内容

- (1) 不法投棄等未然防止・事案対応事業 【23百万円（23百万円）】  
関係法令等に精通した専門家集団を都道府県等へ派遣し、行政処分の手続等を助言・支援することにより、速やかな行政処分及び代執行の実施を図る（廃棄物混じり盛土を含む）。また、補助金等により支援実施した事業のフォローアップを行う。  
不法投棄等の実態を調査し、これら事案における支障の状況等を明らかにしたうえで、リスト化して公開する。

- (2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金【162百万円（72百万円）】  
① 不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合で行為者の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障の除去等を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該支障の除去等に係る費用の一部を支援する基金に拠出する。なお、現在、低濃度PCB汚染物等に係る対策への大規模な支援要請が見込まれている。  
② 危険が想定される盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助する。

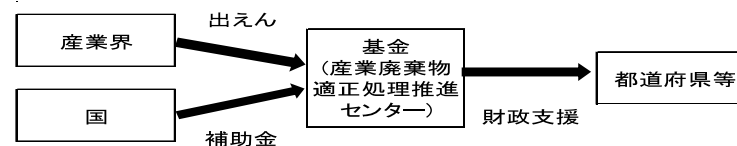
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 請負事業  
(2) ①直接補助事業（基金）②直接補助事業（1／2）  
■ 請負先・補助対象 (1) 民間事業者・団体 (2) 都道府県等  
■ 実施期間 (1) 平成15年度～ (2) 平成10年度～

### 4. 事業イメージ



- 不法投棄等の支障の除去等が対象
- 国と産業界が出えんした基金を通じて支援を実施（7/10補助）



#### ② 廃棄物混じり盛土の詳細調査への補助金による支援

- 崩落の恐れがある盛土が対象（1/2補助）

